

令和 6 年度和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業

募集要項

1 目的

本市が有する自然、歴史、文化、食等の魅力的な地域資源を活かし、稼ぐことのできる観光コンテンツを創出することにより、市内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金額

(1) 事業費のうち、補助対象経費 200 万円以上のもの

補助金額 100 万円（採択予定件数 2 件）

(2) 事業費のうち、補助対象経費 50 万円以上 200 万円未満のもの

補助金額 25 万円（採択予定件数 4 件）

(3) 補助対象経費は、別表 1 のとおりとする。

3 補助対象事業者

(1) 次のいずれかの事業者であること。

① 市内に本店又は主たる事務所を有する法人

② 市内に住所を有する個人事業主（直近 2 年間に事業実績があること）

(2) 次の要件をいずれも満たす事業者であること。

① 市税及び国税を完納していること。

② 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 28 号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当する者

ウ 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではない者

④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない者

(3) 留意事項

複数の事業者が連携して事業を行う場合は、代表事業者が応募を行うものとする。また、代表事業者は、構成事業者が(2)で示した要件を満たす事業者であることについて、責任をもって確認を行うものとする。

4 補助対象事業

(1) 補助対象事業となる事業内容

本市が有する魅力的な地域資源を活かして顧客目線での体験プログラムやツアー等といった地域の魅力を向上させるサービスを企画し、実施されるもので、市内の宿泊客数及び観光需要を増加させ、本補助事業終了後も継続的な実施が見込まれる事業であること。

(2) 補助対象事業のその他の要件

- ①市外からの誘客が見込める事業であること。
- ②補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から2年間継続して観光コンテンツの提供を行える事業であること。
- ③本市から補助金、負担金等の経済的支援を受けていない事業であること。
- ④本市が共催していない事業であること。
- ⑤観光コンテンツの提供が市内で行われる事業であること。
- ⑥新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、発展若しくは拡充が行われる事業であること。
- ⑦アンケート調査等で、事業の評価、参加者の属性、宿泊客数、NPS（ネットプロモータースコア）等を把握できる事業であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- ①物品の購入及び施設の新設や改修を主たる目的とする事業
- ②既存事業の軽微な変更など、新規性に乏しい事業
- ③国、県等からの補助金等と本補助金との合計額が総事業費を上回る事業
- ④政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ⑤法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- ⑥補助の対象となる経費が50万円未満の事業
- ⑦その他、市長が適当でないと認める事業

5 応募方法

(1) 受付期間：令和6年5月20日（月）～同年6月28日（金）

※土曜日・日曜日を除く。

(2) 応募書類：本募集要項「10（1）参加申込」記載の書類一式

(3) 提出方法：持参又は郵送（必着）

※受付時間は午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

(4) 提出先

和歌山市 産業交流局 観光国際部 観光課 政策誘客班

「稼げる観光コンテンツ創出支援事業」担当

住 所：和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎10階

電 話：073-435-1234

メールアドレス：kanko@city.wakayama.lg.jp

(5) 留意事項

- ・申込は1事業者1提案とする。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に示した要件を満たすとともに、事前に関係機関へ必要な確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ・応募書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とする。
- ・必要に応じて、応募書類に関連する資料の提出を求める場合がある。

6 オンライン説明会

(1) 開催日時：令和6年5月29日（水）14時～14時30分（終了予定）

(2) 申込方法：LoGoフォーム <https://logoform.jp/f/mPcNc>

※上記フォームから申し込みした方にZoomのURLを送付

(3) 申込期間：令和6年5月20日（月）～同年5月27日（月）

(4) 留意事項

- ①説明会では本事業の内容に関する説明のみで、質疑応答の時間は設けないため、下記7に記載のとおり、質問書を送付してください。
- ②説明会への申込がない場合は、説明会を別日程等でも開催しないものとする。

7 事業に対する質問及び回答

(1) 質問方法：本事業の内容に関する質問は、次のとおり質問書を提出すること。

①使用様式：質問書（別記様式）

②受付期間：令和6年5月20日（月）～同年6月17日（月）

③提出方法：電子メール ※件名は「稼げる観光コンテンツ質問」と記載すること。

④提出先：kanko@city.wakayama.lg.jp

(2) 回答方法

本市ホームページ（<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kankou/1056178.html>）で公開する。

※質問者の事業活動情報となる質問に対しては、質問者に対してのみメールにて回答する。

(3) 回答日（公開日）：令和6年6月21日（金）までに回答する。

(4) 留意事項：回答内容は、本募集要項と同等の効力を持つものとする。

8 評価方法及び評価基準

(1) 審査手順

①参加資格審査

市は、応募書類をもとに、交付要綱に示した要件を満たしていることを確認する。確認結果によって、審査の対象外となる場合は、該当の応募者に通知する。

②応募内容の審査

ア 応募者は、別途指定する日時・会場で公開プレゼンテーションを行うものとする。

イ 応募者は、応募書類をもとに、公開プレゼンテーションで使用する資料（Microsoft社 PowerPoint）を作成し、令和6年7月8日（月）までに別途指定する方法で提出する。

ウ 公開プレゼンテーションは、応募者が10分間（予定）で応募内容を説明し、その後、評価員及び外部アドバイザーによる質疑を行うものとする。また、発表者及び出席者は、併せて3名以内とする。

エ 応募書類及び公開プレゼンテーションの内容を踏まえ、評価員による採点を実施する。

※応募件数によって、公開プレゼンテーションの実施前に書類審査等を行い、公開プレゼンテーションに参加できる事業者を選定する場合がある。

(2) 審査基準

応募内容の評価項目、評価の視点等は、別表2のとおりとする。

(3) 補助対象事業者の選定

- ①別表2の評価項目①から⑥までの評価員の平均獲得点数が60点以上の事業者であること。
- ②上記①の該当事業者の中から、加点も含めた全ての評価項目における評価員の平均獲得点数が高い順に補助対象事業者を選定する。
- ③審査の結果は応募者に文書で通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その応募者を失格とする。

- ①応募書類の様式、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- ②応募書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない者
- ③公開プレゼンテーションに出席しなかった者
- ④虚偽の申請を行い、応募資格を得た者
- ⑤選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

(5) その他

市は、補助対象事業者が定めた期限までに交付申請を行わない場合又は補助対象事業者若しくはその構成事業者のいずれかの者が交付要綱に示した要件を欠いた場合、市は審査結果の次点の者を補助対象事業者とすることができるものとする。

9 成果報告会

補助対象事業者は別途指定する日時（令和7年4月中旬を予定）に補助対象事業の成果発表を行うものとする。また、成果報告会で使用する資料は、事業報告書（交付要綱 別記様式第8号）の内容をもとに作成するものとする。なお、成果報告会で発表する内容については、本市の観光産業の振興に寄与することを目的に、観光コンテンツ創出の取組み事例として本市ホームページ等で公開するものとする。ただし、事業活動情報など公開することで、補助対象事業者の権利利益を害するおそれがある内容については公開しないものとする。

10 提出書類

(1) 参加申込

- ①参加申込書（交付要綱 別記様式第1号）
- ②事業計画書（交付要綱 別記様式第2号）
- ③収支予算書（交付要綱 別記様式第3号）
- ④現在事項全部証明書（補助対象事業者が法人の場合に限る。）
- ⑤住民票（補助対象事業者が個人の場合に限る。）
- ⑥納税（完納）証明書
- ⑦市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（交付要綱 別記様式第4号）
（本市が賦課徴収する市税が無い場合等で、⑥納税（完納）証明書が提出できない場合に限る。）
- ⑧法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類
（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人は納税証明書の様式その3の3、

個人は納税証明書の様式その3の2)

⑨誓約書（交付要綱 別記様式第5号）

⑩役員等調書及び照会承諾書（交付要綱 別記様式第6号）

⑪印鑑証明書

⑫直近2年間の財政状態及び経営成績を明らかにする書類

（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表）

（2）公開プレゼンテーション

応募内容が分かる資料（Microsoft社PowerPoint）

※公開プレゼンテーションの説明資料のため、分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜追加して作成するものとする。

（3）交付申請

①交付申請書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第1号）

※応募の際に概算払いを希望していた場合、交付決定後に下記（5）の書類を提出すること。

（4）実績報告

①実績報告書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第4号）

②事業報告書（交付要綱 別記様式第8号）

③収支決算書（交付要綱 別記様式第9号）

③収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し

④領収書等の整理表（交付要綱 別記様式第10号）

（5）交付請求

①交付請求書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第6号）

②口座振替申出書

（6）成果報告会

事業報告書（交付要綱 別記様式第8号）の内容をもとにした資料

（7）事業実施報告

事業実施状況報告書（交付要綱 別記様式第11号）

※事業実施翌年度から2年間の報告が必要

例えば、令和6年度の補助対象事業の場合、

- ・令和7年度に実施した事業の報告を令和8年4月までに報告が必要
- ・令和8年度に実施した事業の報告を令和9年4月までに報告が必要

1 1 スケジュール

応募期間	令和6年5月20日～同年6月28日
↓	
オンライン説明会の参加申込	令和6年5月20日～同年5月27日
↓	
質問の受付	令和6年5月20日～同年6月17日
↓	
オンライン説明会	令和6年5月29日 午後2時～
↓	
質問への回答	令和6年6月21日までに本市HPで公開
↓	
公開プレゼンテーション	令和6年7月中旬 ※使用する資料の提出は、令和6年7月8日(締切)
↓	
事業者の決定(通知)	令和6年7月中旬
↓	
交付申請	事業者の決定～令和6年7月22日(予定)
↓	
交付決定	令和6年8月1日(予定) ※概算払いの場合は、交付決定日以降に支払処理
↓	
事業期間	交付決定日～令和7年2月28日
↓	
実績報告	事業終了後30日以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日
↓	
補助金額の確定(支払い)	令和7年3月28日(予定)
↓	
成果報告会	令和7年4月中旬

別表 1（補助対象経費）

区 分	項 目
報酬	事業実施のために臨時的に雇い入れた活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の人件費（ただし、補助対象経費の合計 20 パーセント以内とする。）
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金（ただし、補助対象経費の合計 5 パーセント以内とする。）
需用費	チラシ、ポスター、看板等の作成に要する消耗品費又は印刷製本費
委託料	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び 賃借料	イベント等の会場等の使用料又は機器等のレンタル料
役務費	通信運搬費、広告料（WEB 広告等に要する経費）、手数料、保険料、翻訳料及び通訳料
備品購入費	耐用年数が 1 年以上で、汎用性がなく事業実施に必要な機器等の購入費（ただし、補助対象経費の合計 5 パーセント以内とする。）
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの

上記の表にかかわらず、次のものは補助対象経費としない。

- ①家賃（敷金等を含む。）
- ②土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ③補助対象事業者の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- ④補助対象事業者の構成員に対する謝礼金
- ⑤海外渡航費用
- ⑥火災、地震等の家屋に係る保険料
- ⑦その他事業に直接関係のない経費又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費

別表 2 (評価の項目、内容)

評価項目	評価の視点	配点	合計点
①継続性	事業内容に対して、妥当な収支計画が示されているか。	5	20
	自走化に向け収益や費用対効果が期待されるものであるか。	5	
	補助終了後も継続して提供でき、事業者が自走可能な観光コンテンツであるか。	10	
②実現性	事業者の実績及び財務体質は十分かつ健全であるか。	10	20
	企画・実施に係るスケジュールが具体的に示されており、適正かつ円滑に執行できる体制となっているか。	10	
③独自性と新規性	市の特色ある歴史や文化、自然、農水産物などの観光資源を生かした高付加価値の観光コンテンツであるか。	5	25
	独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれた観光コンテンツであるか。	10	
	観光客の市内での宿泊や滞在時間の延長が期待でき、経済活性化に資する新規性のある観光コンテンツであるか。	10	
④誘客力	適切なツールでターゲットとなる観光客へPRするなど、効果的な広報やプロモーションが行われているか。	5	20
	観光コンテンツ体験者からの情報発信を促す取組があるか。	5	
	顧客のニーズを分析するなど、観光客の満足度を高める工夫があり、リピーターの獲得が期待できる観光コンテンツであるか。	10	
⑤販売価格妥当性	提供する観光コンテンツの内容に適した価格設定になっているか。	5	5
⑥社会地域貢献度	地元住民の雇用や和歌山の地産地消を考慮し、地元の経済活性化に貢献する提案となっているか。	5	10
	和歌山市の魅力やイメージを向上させるものであるか。	5	
【加点】 冬季等閑散期	冬季（11月～2月）における夜間の経済活性化につながる事業であり、特に冬季閑散期（1月～2月）において市外からの集客が見込まれる事業であるか	10	10
【加点】 大阪・関西万博	大阪・関西万博の開催時期に提供可能な事業であり、万博のコンセプトや来場者の需要に合致したうえで集客が見込める事業であるか。	5	5
【加点】 SDGs	環境等へ配慮し、SDGsの17ゴールへの寄与が見込まれる事業であるか。	5	5

質問書

和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業の内容について、質問書を提出します。

質問者	所在地	
	事業者名	
	代表者名	
	担当部署	
	担当者名	
	電話	
	メールアドレス	

N o	質問
1	
2	
3	

質問多数の場合は適宜追加してください。